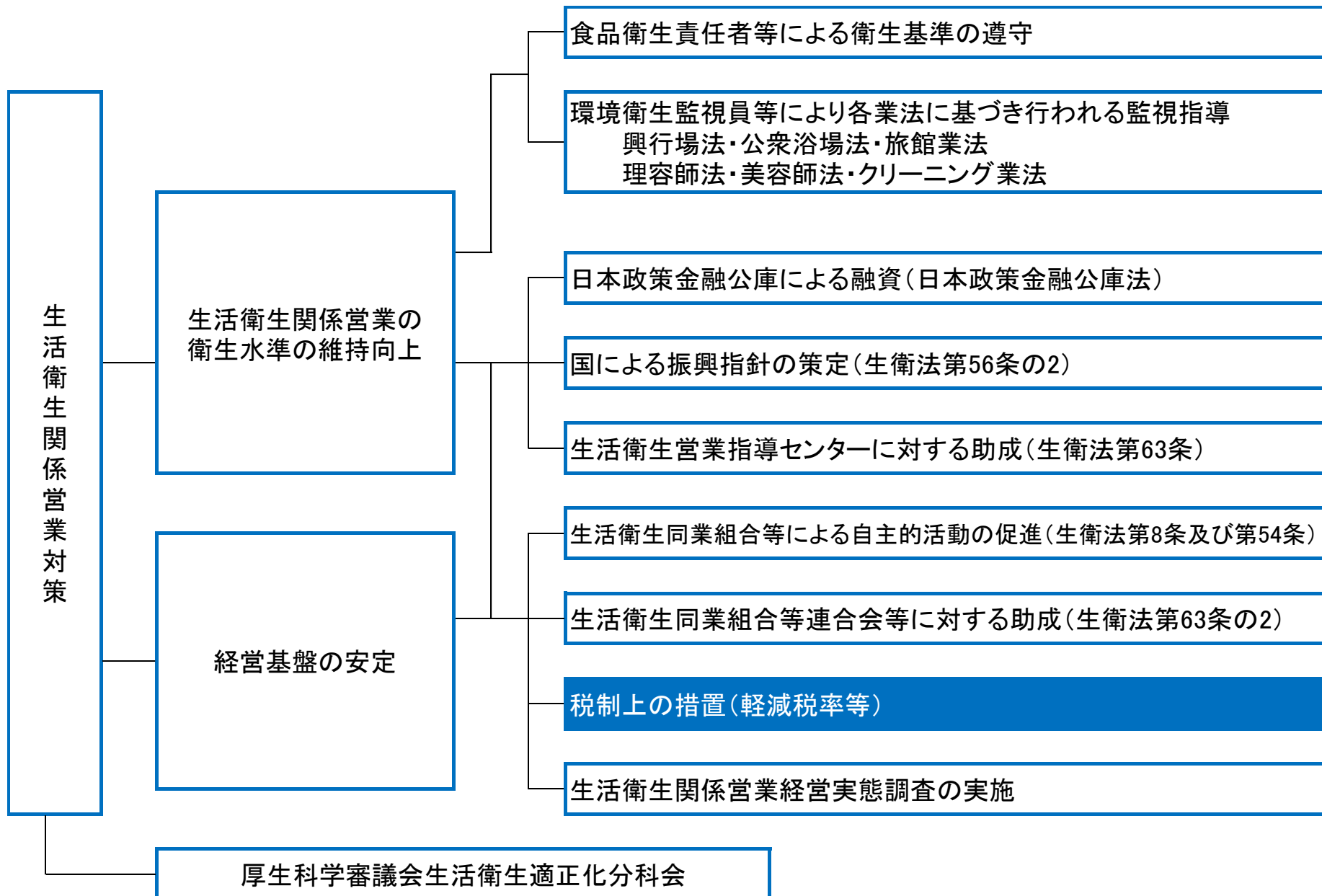


生活衛生関係営業税制の概要

生活衛生関係営業に係る政策体系



生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 (昭和32年6月3日法律第164号) (抄)

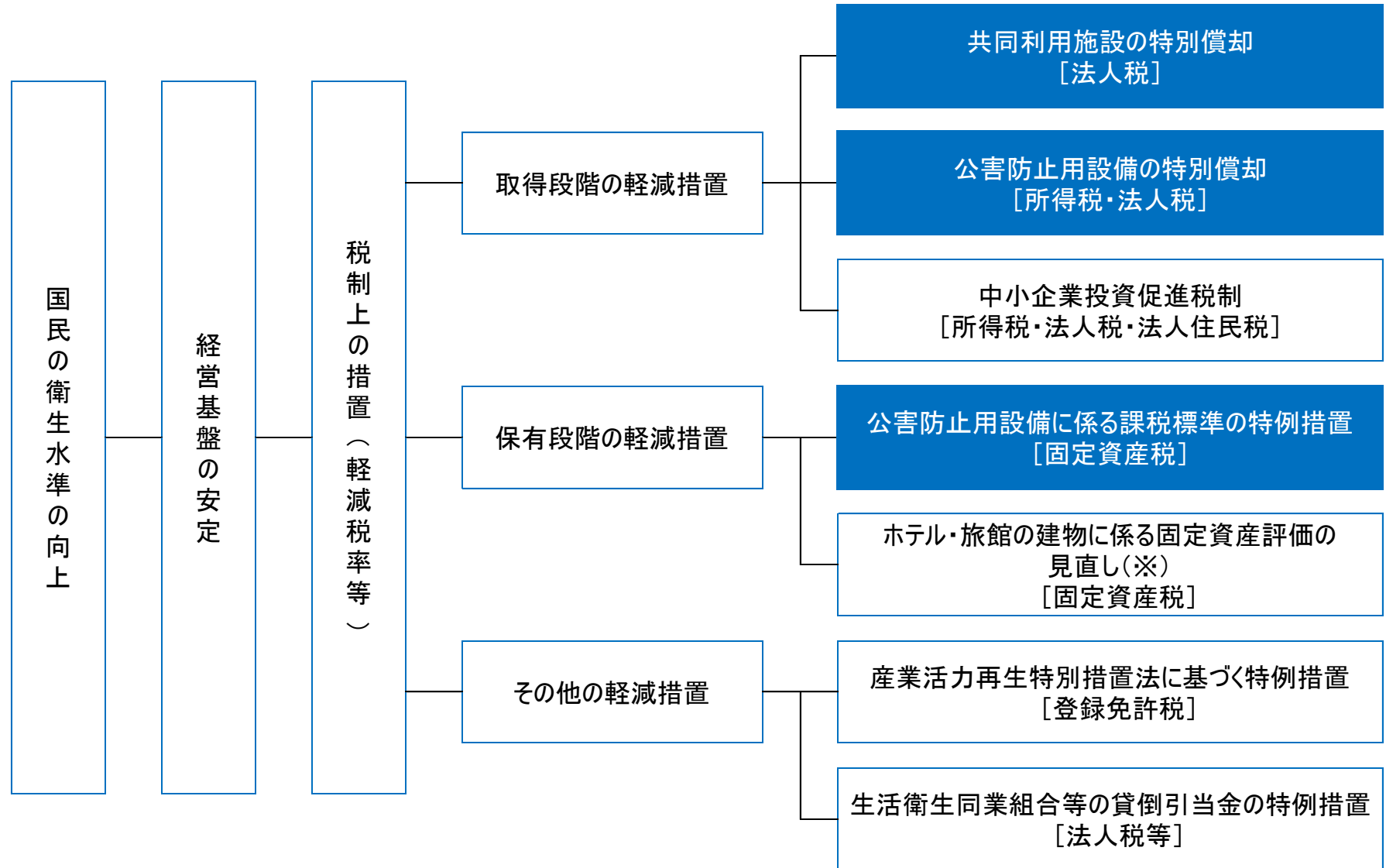
(目的)

第1条 この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における過度の競争がある等の場合における料金等の規制、当該営業の振興の計画的推進、当該営業に関する経営の健全化の指導、苦情処理等の業務を適正に処理する体制の整備、営業方法又は取引条件に係る表示の適正化等に関する制度の整備等の方策を講じ、もつて公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。

(減価償却の特例)

第56条の5 第56条の3第1項の規定による認定を受けた組合又は小組合は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)で定めるところにより、当該認定計画に係る共同施設について特別償却をすることができる。

生活衛生関係営業税制の体系



※青色付けの項目は厚生労働省単独要望

※期限が設定されていない税制については便宜上割愛(11頁以降掲載)

※「ホテル・旅館に係る固定資産評価の見直し」は、24年度税制改正大綱において27年度の評価替えで対応することとされた

共同利用施設の特別償却制度 <概要>

概要

(本措置は、税制改正関連法案の成立を前提としている。)

(特別償却)

生活衛生同業組合(出資組合に限る)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づき共同利用施設を設置した場合に取得価額の6%の特別償却を認める特例措置

※共同利用施設: 共同送迎(買い物)バス、共同研修施設、共同保育施設、共同蓄電設備 等

[創設] 昭和55年(昭和54年環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律一部改正に伴う措置)

[要望経緯] 期限切れ毎に延長要望

[根拠法令] 租税特別措置法第44条の3、第68条の24

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の5

政策目的

生衛業は国民生活に密着し、
大半が零細事業者

- ✓ 従業員5人未満の事業所が70.4%
- ✓ 約115万事業所
(全産業589万のうち19.5%)
- ✓ 約667万人の雇用
(全従業者5,844万のうち11.4%)

○事業収益の低迷や国内民需の減速
○大手チェーンストアの進出、原材料価格の上昇

政策税制(特別償却)

○協業化等による合理化・省力化の推進による生産性の向上

○経営基盤の安定 → 国民の衛生水準の向上

公害防止用設備の特例措置 <概要>

概要<所得税・法人税>

(本措置は、税制改正関連法案の成立を前提としている。)

(特別償却)

クリーニング事業者がエコ・クリーニング機を取得した場合に取得価額の8%を特別償却

※公害防止用設備
300万円以上の

- ①テトラクロロエチレン溶剤に係る活性炭吸着回収装置を内蔵するドライクリーニング機(内蔵型)
- ②フッ素系溶剤に係る活性炭吸着回収装置を内蔵するドライクリーニング機(フッ素溶剤型)

[創設]平成5年

[要望経緯]期限切れ毎に延長要望

[根拠法令]租税特別措置法第11条、第43条、第68条の16

概要<固定資産税>

(本措置は、税制改正関連法案の成立を前提としている。)

クリーニング事業者が所有するエコ・クリーニング機に係る固定資産税の課税標準の特例措置(固定資産税の課税標準を価格の1/2に軽減)

※公害防止用設備

- ①テトラクロロエチレン溶剤に係る活性炭吸着回収装置を内蔵するドライクリーニング機(内蔵型)
- ②フッ素系溶剤に係る活性炭吸着回収装置を内蔵するドライクリーニング機(フッ素溶剤型)

[創設]平成9年

[要望経緯]期限切れ毎に延長要望(平成22年に地下水浄化施設の特例措置を廃止)

[根拠法令]地方税法附則第15条第2項

中小企業投資促進税制 <概要>

概要<所得税・法人税・法人住民税>

(本措置は、税制改正関連法案の成立を前提としている。)

(税額控除・特別償却)

生活衛生関係営業等を行う中小企業者等が、一定の設備投資やIT投資等を行った場合に、その取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却を認める

[創設]平成10年

[要望経緯]期限切れ毎に延長要望

[根拠法令]租税特別措置法第10条の3、42条の6、第68条の11

地方税法第23条第1項第3号、第72条の23第1項、292条第1項第3号

		特別償却	税額控除
資本金		1億円以下	3,000万円以下
対象資産	機械装置	1台で160万円以上	
	器具備品	・1事業年度の合計が120万円以上のパソコン ・1事業年度の合計が120万円以上のデジタル複写機(インターネット接続)	
	ソフトウェア	1つで70万円以上(データベース管理ソフト、ファイアウォールソフト等は対象外)	
	車両	車両総重量3.5トンの以上の普通貨物自動車	

※平成24年度税制改正大綱において、対象資産に製品の品質管理の向上に資する試験機器等を追加するとともに、デジタル複合機の範囲の見直しを行うことが明記された
※料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等、娯楽業(映画業を除く)は対象外

産業活力再生特別措置法に基づく特例措置〈概要〉

概要〈登録免許税〉

(本措置は、税制改正関連法案の成立を前提としている。)

(平成24年度税制改正大綱)

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定事業再構築計画等又は認定中小企業承継事業再生計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を次のとおり見直した上、その適用期限を2年延長します。

イ 分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記

1,000分の5(現行 1,000分の 3.5)

ロ 分割による法人の設立等の場合における次の登記

(イ) 不動産の所有権の移転登記 1,000分の4(現行 1,000分の2)

(ロ) 船舶の所有権の移転登記 1,000分の23(現行1,000分の12)

→ 産活法の認定計画(※)に従って会社分割や合併等を行う際に係る登録免許税を軽減

※事業再構築計画、経営資源再活用計画、経営資源融合計画、資源生産性革新計画

[創設]平成11年

[要望経緯]期限切れ毎に延長要望

[根拠法令]租税特別措置法第80条、第81条第6項

政策目的

我が国に存する経営資源の効率的な活用が図られる環境を整備し、企業全体の生産性を向上させるとともに、オープン・イノベーションを推進する新たな仕組みを構築することにより、我が国経済の新陳代謝の能力を高める。また、構造的な資源価格の高騰に耐えうる新たな経済産業構造の構築により、我が国の資源生産性の向上を図り、持続的・安定的な経済成長の実現を目指す

ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し〈概要〉

概要〈固定資産税〉

(平成24年度税制改正大綱)

観光立国の観点から重要な役割を果たすホテル・旅館の用に供する家屋に係る固定資産評価の見直しについて、現在実施している実態調査等の結果を踏まえ、家屋類型間の減価状況のバランスも考慮の上、具体的な検討を進め、平成27年度の評価替えにおいて対応します。

生活衛生同業組合等の貸倒引当金の特例措置〈概要〉

概要〈法人税〉

(平成23年度税制改正大綱)

生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金について、通常の場合の損金算入限度額の116%相当額を損金算入限度額とする特例措置を損金算入限度額の112%相当額に引き下げた上で適用期限を3年(平成27年3月31日まで)延長する。

その他生活衛生関係営業税制① <期限が設定されていない税制>

1. 保険会社等の異常危険準備金【法人税・(法人住民税)】

出資組合である生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合が生衛法の規定による責任準備金の積立にあたり、保険又は共済に係る異常災害損失の補填に充てるため、異常危険準備金として積み立てたときは、当該年度の保険料収入の100分の40を限度として損金に算入する。

[根拠法令] 租税特別措置法 § 57条の5

2. 法人税 <非課税措置>

○理容師美容師試験研修センターにおける試験及び免許登録事業の非課税措置

【法人税・(法人住民税・事業税)】

[根拠法令] 法人税法施行令 § 5①三十ホ

○宗教法人法第4条第2項(宗教法人の定義)に規定する宗教法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人が行う墳墓地の貸付業に係る非課税措置

[根拠法令] 法人税法施行令 § 5①五二

3. 印紙税 <非課税措置>

○生活衛生同業組合・生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会が作成する出資証券

[印紙税法別表第一: 四、印紙税法施行令 § 25]

○株式会社日本政策金融公庫が作成した文書 [印紙税法別表第二]

その他生活衛生関係営業税制② <期限が設定されていない税制>

4. 地価税 <非課税措置>

○公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律第二条に規定する公衆浴場の用に供されている土地等、墓地、埋葬等に関する法律第二条第五項に規定する墓地又は同条第七項に規定する火葬場の用に供されている土地等[地価税法 § 6⑤, 別表第一:二十三, 二十四]

○公益社団・財団法人、生活衛生同業組合・同連合会(非出資に限る)等が有する土地(ただし、定款等に定められた業務目的の用以外の用に供されている土地等及び定款等に定められた業務目的の用に供するための一定の利用計画のない未利用地等を除く)[地価税法 § 6②]

5. 法人住民税 <非課税措置> [S59.2.6自治省府県税課長・市町村税課長通知]

○全国生活衛生営業指導センター又は都道府県生活衛生営業指導センターについて、その事業の公共性に鑑み収益事業を行わない限り、非課税

6. 事業税

○非課税措置[地方税法 § 72の5①五]
非出資組合である生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会の非収益事業部分

○標準税率[地方税法 § 72の24の7]
出資組合である生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会並びに生活衛生同業小組合は特別法人とされ、標準税率は以下の通り

- | | |
|---------------------------|-------|
| ①所得のうち年 400万円以下の金額 | 5.0% |
| ②所得のうち年 400万円を超える金額及び清算所得 | 6.6 % |

その他生活衛生関係営業税制③ <期限が設定されていない税制>

7. 固定資産税

○非課税措置[地方税法 § 348④]

生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会並びに生活衛生同業組合中央会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫については非課税

○ 減免措置[地方税法 § 367]

生きがい対応型デイサービス事業を実施する旅館・ホテルについて、各市町村における自主的な判断により固定資産税を減免

○税額の軽減

従来^アの取扱い^イを考慮し、適宜軽減

[H12.4.1自治固第24号 自治省固定資産税課長通知]

ア) 公衆浴場の用に供する固定資産について、当該固定資産税に係る税額の2/3相当額の軽減

イ) 高齢者、障害者に対する福祉入浴サービスを提供し、一定の基準を満たす公衆浴場(福祉浴場)については、これを1/6に軽減

その他生活衛生関係営業税制④ <期限が設定されていない税制>

8. 事業所税

○非課税措置

ア) 物価統制令の適用を受ける公衆浴場

[地方税法 § 701の34③四、地方税法施行令 § 56の25]

イ) 非出資組合である生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会の非収益事業

[地方税法 § 701の34②]

○軽減措置(税額の1/2を軽減)

ア) 出資組合である生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会並びに生活衛生同業小組合が本来の事業の用に供する施設

[地方税法 § 701 の41①一]

イ) ホテル、旅館業の用に供する施設(風俗営業法第2条第6項第4号に規定するもの(モーテル、ラブホテル等)を除く)のうち、客室、宿泊客の利用する食堂、広間等

[地方税法 § 701の41①九、地方税法施行令 § 56の60]